

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等
に関する政令案 新旧対照条文 目次

| | | |
|---|--|----|
| ○ | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成十年政令第四百二十号）（抄）（第一条関係） | 1 |
| ○ | 地域保健法施行令（昭和二十三年政令第七十七号）（抄）（第二条関係） | 2 |
| ○ | 予防接種法施行令（昭和二十三年政令第九十七号）（抄）（第三条関係） | 3 |
| ○ | 医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）（抄）（第四条関係） | 15 |
| ○ | 検疫法施行令（昭和二十六年政令第三百七十七号）（抄）（第五条関係） | 16 |
| ○ | 新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成二十五年政令第二百二十二号）（抄）（第六条関係） | 17 |
| ○ | 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（抄）（第七条関係） | 19 |
| ○ | 沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第八号）（抄）（第八条関係） | 23 |
| ○ | 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令（昭和五十二年政令第二百一十号）（抄）（第九条関係） | 24 |
| ○ | 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）（抄）（第十条関係） | 25 |
| ○ | 特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律施行令（令和三年政令第七十五号）（抄）（第十一条関係） | 26 |

| 改 正 案 | | 現 行 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--------------|--------------|---------|-----|------|-----|------|-----|--|-----|--------------|-----|-----|------|-----|------|-----|--|-----|-----------|-----|---------|-----|-----|------|-----|--|-----|--------------|-----|-----|------|-----|------|-----|--|-----|-----------|-----|---------|-----|-----|------|-----|
| <p>（技術的読替え） 第七条 法第二十六条第一項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <tr> <td>（略）</td> <td>法の規定中読み替える規定</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>（削る）</td> <td>（略）</td> <td>（削る）</td> <td>（略）</td> </tr> </table> | （略） | 法の規定中読み替える規定 | （略） | （略） | （削る） | （略） | （削る） | （略） | <table border="1"> <tr> <td>（略）</td> <td>法の規定中読み替える規定</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>（削る）</td> <td>（略）</td> <td>（削る）</td> <td>（略）</td> </tr> </table> | （略） | 法の規定中読み替える規定 | （略） | （略） | （削る） | （略） | （削る） | （略） | <table border="1"> <tr> <td>（略）</td> <td>読み替えられる字句</td> <td>（略）</td> <td>読み替える字句</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（削る）</td> <td>（略）</td> </tr> </table> | （略） | 読み替えられる字句 | （略） | 読み替える字句 | （略） | （略） | （削る） | （略） | <table border="1"> <tr> <td>（略）</td> <td>法の規定中読み替える規定</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>（削る）</td> <td>（略）</td> <td>（削る）</td> <td>（略）</td> </tr> </table> | （略） | 法の規定中読み替える規定 | （略） | （略） | （削る） | （略） | （削る） | （略） | <table border="1"> <tr> <td>（略）</td> <td>読み替えられる字句</td> <td>（略）</td> <td>読み替える字句</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（削る）</td> <td>（略）</td> </tr> </table> | （略） | 読み替えられる字句 | （略） | 読み替える字句 | （略） | （略） | （削る） | （略） |
| （略） | 法の規定中読み替える規定 | （略） | （略） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| （削る） | （略） | （削る） | （略） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| （略） | 法の規定中読み替える規定 | （略） | （略） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| （削る） | （略） | （削る） | （略） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| （略） | 読み替えられる字句 | （略） | 読み替える字句 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| （略） | （略） | （削る） | （略） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| （略） | 法の規定中読み替える規定 | （略） | （略） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| （削る） | （略） | （削る） | （略） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| （略） | 読み替えられる字句 | （略） | 読み替える字句 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| （略） | （略） | （削る） | （略） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>2 法第二十六条第二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <tr> <td>（略）</td> <td>法の規定中読み替える規定</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>（削る）</td> <td>（略）</td> <td>（削る）</td> <td>（略）</td> </tr> </table> | （略） | 法の規定中読み替える規定 | （略） | （略） | （削る） | （略） | （削る） | （略） | <table border="1"> <tr> <td>（略）</td> <td>法の規定中読み替える規定</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>（削る）</td> <td>（略）</td> <td>（削る）</td> <td>（略）</td> </tr> </table> | （略） | 法の規定中読み替える規定 | （略） | （略） | （削る） | （略） | （削る） | （略） | <table border="1"> <tr> <td>（略）</td> <td>読み替えられる字句</td> <td>（略）</td> <td>読み替える字句</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（削る）</td> <td>（略）</td> </tr> </table> | （略） | 読み替えられる字句 | （略） | 読み替える字句 | （略） | （略） | （削る） | （略） | <table border="1"> <tr> <td>（略）</td> <td>法の規定中読み替える規定</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>（削る）</td> <td>（略）</td> <td>（削る）</td> <td>（略）</td> </tr> </table> | （略） | 法の規定中読み替える規定 | （略） | （略） | （削る） | （略） | （削る） | （略） | <table border="1"> <tr> <td>（略）</td> <td>読み替えられる字句</td> <td>（略）</td> <td>読み替える字句</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（削る）</td> <td>（略）</td> </tr> </table> | （略） | 読み替えられる字句 | （略） | 読み替える字句 | （略） | （略） | （削る） | （略） |
| （略） | 法の規定中読み替える規定 | （略） | （略） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| （削る） | （略） | （削る） | （略） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| （略） | 法の規定中読み替える規定 | （略） | （略） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| （削る） | （略） | （削る） | （略） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| （略） | 読み替えられる字句 | （略） | 読み替える字句 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| （略） | （略） | （削る） | （略） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| （略） | 法の規定中読み替える規定 | （略） | （略） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| （削る） | （略） | （削る） | （略） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| （略） | 読み替えられる字句 | （略） | 読み替える字句 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| （略） | （略） | （削る） | （略） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>2 法第二十六条第二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <tr> <td>（略）</td> <td>法の規定中読み替える規定</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>（削る）</td> <td>（略）</td> <td>（削る）</td> <td>（略）</td> </tr> </table> | （略） | 法の規定中読み替える規定 | （略） | （略） | （削る） | （略） | （削る） | （略） | <table border="1"> <tr> <td>（略）</td> <td>法の規定中読み替える規定</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>（削る）</td> <td>（略）</td> <td>（削る）</td> <td>（略）</td> </tr> </table> | （略） | 法の規定中読み替える規定 | （略） | （略） | （削る） | （略） | （削る） | （略） | <table border="1"> <tr> <td>（略）</td> <td>読み替えられる字句</td> <td>（略）</td> <td>読み替える字句</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（削る）</td> <td>（略）</td> </tr> </table> | （略） | 読み替えられる字句 | （略） | 読み替える字句 | （略） | （略） | （削る） | （略） | <table border="1"> <tr> <td>（略）</td> <td>法の規定中読み替える規定</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>（削る）</td> <td>（略）</td> <td>（削る）</td> <td>（略）</td> </tr> </table> | （略） | 法の規定中読み替える規定 | （略） | （略） | （削る） | （略） | （削る） | （略） | <table border="1"> <tr> <td>（略）</td> <td>読み替えられる字句</td> <td>（略）</td> <td>読み替える字句</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（削る）</td> <td>（略）</td> </tr> </table> | （略） | 読み替えられる字句 | （略） | 読み替える字句 | （略） | （略） | （削る） | （略） |
| （略） | 法の規定中読み替える規定 | （略） | （略） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| （削る） | （略） | （削る） | （略） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| （略） | 法の規定中読み替える規定 | （略） | （略） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| （削る） | （略） | （削る） | （略） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| （略） | 読み替えられる字句 | （略） | 読み替える字句 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| （略） | （略） | （削る） | （略） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| （略） | 法の規定中読み替える規定 | （略） | （略） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| （削る） | （略） | （削る） | （略） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| （略） | 読み替えられる字句 | （略） | 読み替える字句 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| （略） | （略） | （削る） | （略） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 改 正 案 | 現 行 |
|---|---|
| <p>（事業の報告）</p> <p>第十条 厚生労働大臣は、法第十六条第二項の助言又は勧告をするため必要があると認めるときは、法第五条第一項に規定する地方公共団体の長に対し、保健所の事業の実施の状況に関する報告を求めることができる。</p> <p>（人材確保支援計画を定めることができる場合）</p> <p>第十一条 法第二十四条第一項の規定により都道府県が、町村の申出に基づき、同項に規定する人材確保支援計画（以下単に「人材確保支援計画」という。）を定めることができる場合は、人口規模等からみて、当該町村においては地域保健対策を円滑に実施するための人材を確保し、又はその資質の向上に必要な措置を実施することができる見込みがない場合とする。</p> <p>（国の補助）</p> <p>第十二条 法第二十五条第一項の規定による国の補助は、人材確保支援計画に定められた法第二十四条第二項第二号の事業（以下「人材確保支援事業」という。）のうち、次に掲げる要件に適合するものに要する費用について行う。</p> <p>一・二 （略）</p> | <p>（事業成績の報告）</p> <p>第十条 法第五条第一項に規定する地方公共団体の長は、厚生労働省令の定めるところにより、毎月の保健所の事業成績を厚生労働大臣に報告しなければならない。</p> <p>（人材確保支援計画を定めることができる場合）</p> <p>第十一条 法第二十一条第一項の規定により都道府県が、町村の申出に基づき、同項に規定する人材確保支援計画（以下単に「人材確保支援計画」という。）を定めることができる場合は、人口規模等からみて、当該町村においては地域保健対策を円滑に実施するための人材を確保し、又はその資質の向上に必要な措置を実施することができる見込みがない場合とする。</p> <p>（国の補助）</p> <p>第十二条 法第二十二條第一項の規定による国の補助は、人材確保支援計画に定められた法第二十一条第二項第二号の事業（以下「人材確保支援事業」という。）のうち、次に掲げる要件に適合するものに要する費用について行う。</p> <p>一・二 （略）</p> |

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|---|
| <p>（政令で定めるA類疾病）</p> <p>第一条 予防接種法（以下「法」という。）<u>第二条第二項第十三号</u>の政令で定める疾病は、次に掲げる疾病とする。</p> <p>一〜四 （略）</p> <p>（政令で定めるB類疾病）</p> <p>第二条 <u>法第二条第三項第三号</u>の政令で定める疾病は、肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）とする。</p> <p>（市町村長が予防接種を行う疾病及びその対象者）</p> <p>第三条 （略）</p> <p>2 前項の表の上欄に掲げる疾病（ロタウイルス感染症及びインフルエンザを除く。以下この項において「特定疾病」という。）についてそれぞれ同表の下欄に掲げる者であった者（当該特定疾病にかかっている者又はかかったことのある者その他厚生労働省令で定める者を除く。）であつて、当該掲げる者であつた間に、長期にわたり療養を必要とする疾病で厚生労働省令で定めるものにかかつたことその他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより当該特定疾病に係る定期の予防接種を受けることができなかつたと認められるものについては、当該特別の事情がなくなつた日から起算して二年（肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）に係る定期の予防接種を受けることができなかつたと認められるものについては、当該特別の事情がなくなつた日から</p> | <p>（政令で定めるA類疾病）</p> <p>第一条 予防接種法（以下「法」という。）<u>第二条第二項第十二号</u>の政令で定める疾病は、次に掲げる疾病とする。</p> <p>一〜四 （略）</p> <p>（政令で定めるB類疾病）</p> <p>第一条の二 <u>法第二条第三項第二号</u>の政令で定める疾病は、肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）とする。</p> <p>（市町村長が予防接種を行う疾病及びその対象者）</p> <p>第一条の三 （略）</p> <p>2 前項の表の上欄に掲げる疾病（ロタウイルス感染症及びインフルエンザを除く。以下この項において「特定疾病」という。）についてそれぞれ同表の下欄に掲げる者であった者（当該特定疾病にかかっている者又はかかったことのある者その他厚生労働省令で定める者を除く。）であつて、当該掲げる者であつた間に、長期にわたり療養を必要とする疾病で厚生労働省令で定めるものにかかつたことその他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより当該特定疾病に係る<u>法第五条第一項の規定による予防接種</u>を受けることができなかつたと認められるものについては、当該特別の事情がなくなつた日から起算して二年（肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）に係る同項の規定による予防接種を受けることができなかつたと認められるものについては、当</p> |

起算して一年）を経過する日までの間（厚生労働省令で定める特定疾病にあつては、厚生労働省令で定める年齢に達するまでの間にある場合に限る。）、当該特定疾病に係る法第五条第一項の政令で定める者とする。

第四条（市町村長が予防接種を行うことを要しない疾病）
（略）

（削る）

該特別の事情がなくなつた日から起算して一年）を経過する日までの間（厚生労働省令で定める特定疾病にあつては、厚生労働省令で定める年齢に達するまでの間にある場合に限る。）、当該特定疾病に係る同項の政令で定める者とする。

第二条（市町村長が予防接種を行うことを要しない疾病）
（略）

（厚生労働大臣が予防接種を行うよう指示することができる場合）

第三条 厚生労働大臣が法第六条第二項の規定により都道府県知事に予防接種を行うよう指示することができるのは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 法第六条第一項に規定する疾病（以下この条において「疾病」という。）が発生し、若しくは流行し、又はそのおそれがある、二以上の都道府県にわたつて同時に予防接種を行う必要があるとき。

二 日本との交通が密接である地域で疾病が流行している場合において、その病毒が日本に侵入するおそれがあるとき。

三 災害その他により疾病が流行するおそれが著しいとき。

2 前項各号のいずれかに該当し、かつ、疾病に係る予防接種による健康被害が発生するおそれが大きい場合であつて、予防接種の対象者を制限する必要があると認められるときに、厚生労働大臣が法第六条第二項の規定により都道府県知事に予防接種を行うよう指示する場合は、疾病が発生した場合に直ちにそのまん延を防止するために必要な業務に従事しなければならない者であつて当該疾病に感染するおそれがあると認められるものを対象として予防接種を行うよう指示するものとする。

(削る)

3 前項の予防接種の対象者を制限する必要があると認められるときであつて、現に日本で疾病が発生し、又は発生することが確実であると認められるときに、厚生労働大臣が法第六条第二項の規定により都道府県知事に予防接種を行うよう指示する場合は、前項に規定する者及び当該疾病の病毒によつて汚染された物又は当該疾病にかかっている者（疑似症を呈している者を含む。）に接触したと認められる者を対象として予防接種を行うよう指示するものとする。

第三条の二 厚生労働大臣が法第六条第三項の規定により都道府県知事を通じて市町村長に予防接種を行うよう指示することができるのは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 法第六条第三項に規定する疾病（以下この条において「疾病」という。）が発生し、若しくは流行し、又はそのおそれがあるとき。
- 二 日本との交通が密接である地域で疾病が流行している場合において、その病毒が日本に侵入するおそれがあるとき。
- 三 災害その他により疾病が流行するおそれが著しいとき。

(予防接種を行う医師)

第四条 市町村長又は都道府県知事は、法第五条第一項又は第六条第一項若しくは第三項の規定による予防接種を、当該市町村長又は都道府県知事の要請に応じて予防接種の実施に関し協力する旨を承諾した医師により行うときは、当該予防接種を行う医師について、その氏名及び予防接種を行う主たる場所を公告するものとする。ただし、専ら市町村長又は都道府県知事が自ら設ける場所において実施する予防接種を行う医師については、この限りでない。

(削る)

(予防接種の公告)
第五条 市町村長又は都道府県知事は、定期の予防接種等を行う場合には、予防接種の種類、予防接種の対象者の範囲、予防接種を行う期日又は期間及び場所、予防接種を受けるに当たって注意すべき事項その他必要な事項を公告しなければならない。

(対象者等への周知)
第六条 市町村長は、定期の予防接種を行う場合には、前条の規定による公告を行うほか、当該定期の予防接種の対象者又はその保護者に対して、あらかじめ、予防接種の種類、予防接種を受ける期日又は期間及び場所、予防接種を受けるに当たって注意すべき事項その他必要な事項を周知しなければならない。

(削る)

2 市町村長又は都道府県知事は、前項の規定により公告した事項に変更があったとき、又は同項の医師の承諾が撤回されたときは、速やかにその旨を公告しなければならない。

(予防接種の公告)
第五条 市町村長又は都道府県知事は、法第五条第一項又は第六条第一項若しくは第三項の規定による予防接種を行う場合には、予防接種の種類、予防接種の対象者の範囲、予防接種を行う期日又は期間及び場所、予防接種を受けるに当たって注意すべき事項その他必要な事項を公告しなければならない。

(対象者等への周知)
第六条 市町村長は、法第五条第一項の規定による予防接種を行う場合には、前条の規定による公告を行うほか、当該予防接種の対象者又はその保護者に対して、あらかじめ、予防接種の種類、予防接種を受ける期日又は期間及び場所、予防接種を受けるに当たって注意すべき事項その他必要な事項を周知しなければならない。

(予防接種に関する記録)

第六条の二 市町村長又は都道府県知事は、法第五条第一項又は第六条第一項若しくは第三項の規定による予防接種を行ったときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した予防接種に関する記録を作成し、かつ、これを当該予防接種を行ったときから五年間保存しなければならない。

- 一 予防接種を受けた者の住所、氏名、生年月日及び性別
- 二 実施の年月日
- 三 前二号に掲げる事項のほか、厚生労働省令で定める事項

第七条 削除

(A類疾病に係る定期の予防接種等又はB類疾病に係る臨時の予防接種に係る医療費)

第十条 (略)

(A類疾病に係る定期の予防接種等又はB類疾病に係る臨時の予防接種に係る医療手当)

第十一条 (略)

(A類疾病に係る定期の予防接種等又はB類疾病に係る臨時の予防接種に係る障害児養育年金)

第十二条 (略)

2 法第十六条第一項第二号の規定による障害児養育年金の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。

一 法第九条第一項に規定する特定B類疾病に係る臨時の予防接種(以下「特定B類疾病臨時予防接種」という。)を受けたことにより障害の状態にある者を養育する者に支給する場合 次

2 市町村長又は都道府県知事は、予防接種を受けた者から前項の規定により作成された記録の開示を求められたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(市町村長の報告)

第七条 市町村長は、法第五条第一項又は第六条第一項若しくは第三項の規定による予防接種を行ったときは、予防接種を受けた者の数を、厚生労働省令で定めるところにより、保健所長(特別区及び地域保健法(昭和二十二年法律第百一号)第五条第一項の規定に基づく政令で定める市の長にあつては都道府県知事)に報告しなければならない。

(A類疾病に係る定期の予防接種等に係る医療費)

第十条 (略)

(A類疾病に係る定期の予防接種等に係る医療手当)

第十一条 (略)

(A類疾病に係る定期の予防接種等に係る障害児養育年金)

第十二条 (略)

2 法第十六条第一項第二号の規定による障害児養育年金の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。

一 法第二条第五項に規定する臨時の予防接種(法第六条第三項に係るものに限る。以下「第三項臨時予防接種」という。)を受けたことにより障害の状態にある者を養育する者に支給する

のイ又はロに掲げる区分に従い、それぞれイ又はロに定める額

イ・ロ (略)

二 (略)

3 5 (略)

(A類疾病に係る定期の予防接種等又はB類疾病に係る臨時の予防接種に係る障害年金)

第十三条 (略)

2 法第十六条第一項第三号の規定による障害年金の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。

一 特定B類疾病臨時予防接種を受けたことにより障害の状態にある者に支給する場合 次のイからハまでに掲げる区分に従い、それぞれイからハまでに定める額

イハ (略)

二 (略)

3 5 (略)

(A類疾病に係る定期の予防接種等又はB類疾病に係る臨時の予防接種に係る年金たる給付の支給期間等)

第十四条 法第十六条第一項第二号の規定による障害児養育年金又は同項第三号の規定による障害年金(以下「予防接種に係る年金たる給付」という。)の支給は、支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月から始め、支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。

2 予防接種に係る年金たる給付は、毎年一月、四月、七月及び十月の四期に、それぞれその前月分までを支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであった予防接種に係る年金たる給付又は支給

場合 次のイ又はロに掲げる区分に従い、それぞれイ又はロに定める額

イ・ロ (略)

二 (略)

3 5 (略)

(A類疾病に係る定期の予防接種等に係る障害年金)

第十三条 (略)

2 法第十六条第一項第三号の規定による障害年金の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。

一 第三項臨時予防接種を受けたことにより障害の状態にある者に支給する場合 次のイからハまでに掲げる区分に従い、それぞれイからハまでに定める額

イハ (略)

二 (略)

3 5 (略)

(A類疾病に係る定期の予防接種等に係る年金たる給付の支給期間等)

第十四条 法第十六条第一項第二号の規定による障害児養育年金又は同項第三号の規定による障害年金(以下「A類疾病に係る定期の予防接種等に係る年金たる給付」という。)の支給は、支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月から始め、支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。

2 A類疾病に係る定期の予防接種等に係る年金たる給付は、毎年一月、四月、七月及び十月の四期に、それぞれその前月分までを支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであったA類疾病に係

すべき事由が消滅した場合におけるその期の予防接種に係る年金たる給付は、その支払期月でない月であっても、支払うものとする。

(A類疾病に係る定期の予防接種等又はB類疾病に係る臨時の予防接種に係る年金たる給付の額の変更)

第十五条 (略)

(A類疾病に係る定期の予防接種等又はB類疾病に係る臨時の予防接種に係る年金たる給付に係る診断及び報告)

第十六条 市町村長は、予防接種に係る年金たる給付の支給に関し特に必要があると認めるときは、予防接種に係る年金たる給付を受けている者に対して、医師の診断を受けるべきこと若しくはその養育する障害児について医師の診断を受けさせるべきことを命じ、又は必要な報告を求めることができる。

2 予防接種に係る年金たる給付を受けている者が、正当な理由がなくて前項の規定による命令に従わず、又は報告をしないときは、市町村長は、予防接種に係る年金たる給付の支給を一時差し止めることができる。

(死亡一時金)

第十七条 (略)

2 死亡一時金を受けることができる遺族の順位は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める順序とする。

一 特定B類疾病臨時予防接種を受けたことにより死亡した者の

る定期の予防接種等に係る年金たる給付又は支給すべき事由が消滅した場合におけるその期のA類疾病に係る定期の予防接種等に係る年金たる給付は、その支払期月でない月であっても、支払うものとする。

(A類疾病に係る定期の予防接種等に係る年金たる給付の額の変更)

第十五条 (略)

(A類疾病に係る定期の予防接種等に係る年金たる給付に係る診断及び報告)

第十六条 市町村長は、A類疾病に係る定期の予防接種等に係る年金たる給付の支給に関し特に必要があると認めるときは、A類疾病に係る定期の予防接種等に係る年金たる給付を受けている者に対して、医師の診断を受けるべきこと若しくはその養育する障害児について医師の診断を受けさせるべきことを命じ、又は必要な報告を求めることができる。

2 A類疾病に係る定期の予防接種等に係る年金たる給付を受けている者が、正当な理由がなくて前項の規定による命令に従わず、又は報告をしないときは、市町村長は、A類疾病に係る定期の予防接種等に係る年金たる給付の支給を一時差し止めることができる。

(死亡一時金)

第十七条 (略)

2 死亡一時金を受けることができる遺族の順位は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める順序とする。

一 第三項臨時予防接種を受けたことにより死亡した者の遺族に

遺族に支給する場合 次のイ及びロの順序（イ及びロに掲げる者のうちにあつては、それぞれイ及びロに掲げる順序）

イ 特定B類疾病臨時予防接種を受けたことにより死亡した者の死亡の当時その者によって生計を維持していた配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

ロ (略)

二 (略)

3 6 (略)

(A類疾病に係る定期の予防接種等又はB類疾病に係る臨時の予防接種に係る葬祭料)

第十八条 (略)

(都道府県の負担)

第三十一条 (略)

2 法第二十六条第二項の規定による都道府県の負担は、各年度において、次に掲げる額について行う。

一 法第二十五条第一項の規定により市町村が支弁する費用（法第六条第二項の規定による予防接種に係るものに限る。）については、厚生労働大臣が定める基準によって算定した医師の報酬、薬品、材料その他に要する経費の額（その額が当該年度において現に要した当該費用の額（その費用のための寄附金があるときは、その寄附金の額を控除するものとする。）を超えるときは、当該費用の額とする。）から当該年度において現に要した当該費用に係る法第二十八条の規定による徴収金の額（その額が厚生労働大臣が定める基準によって算定した額に満たないときは、当該基準によって算定した額とする。）を控除した額

支給する場合 次のイ及びロの順序（イ及びロに掲げる者のうちにあつては、それぞれイ及びロに掲げる順序）

イ 第三項臨時予防接種を受けたことにより死亡した者の死亡の当時その者によって生計を維持していた配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

ロ (略)

二 (略)

3 6 (略)

(A類疾病に係る定期の予防接種等に係る葬祭料)

第十八条 (略)

(都道府県の負担)

第三十一条 (略)

2 法第二十六条第二項の規定による都道府県の負担は、各年度において、次に掲げる額について行う。

一 法第二十五条第一項の規定により市町村が支弁する費用（法第六条第三項の規定による予防接種に係るものに限る。）については、厚生労働大臣が定める基準によって算定した医師の報酬、薬品、材料その他に要する経費の額（その額が当該年度において現に要した当該費用の額（その費用のための寄附金があるときは、その寄附金の額を控除するものとする。）を超えるときは、当該費用の額とする。）から当該年度において現に要した当該費用に係る法第二十八条の規定による徴収金の額（その額が厚生労働大臣が定める基準によって算定した額に満たないときは、当該基準によって算定した額とする。）を控除した額

二 (略)

3 (略)

(国庫の負担)
第三十二条 (略)

2 法第二十七条第二項の規定による国庫の負担は、各年度において、法第二十五条第一項の規定により都道府県又は市町村が支弁する費用について厚生労働大臣が定める基準によつて算定した医師の報酬、薬品、材料その他に要する経費の額(その額が当該年度において現に要した当該費用の額(その費用のための寄附金があるときは、その寄附金の額を控除するものとする。)を超えるときは、当該費用の額とする。)について行う。

3 前条第三項の規定は、前二項の場合に、これを準用する。

(実費)

第三十三条 (略)

2 A類疾病に係る定期の予防接種を行った者は、予防接種を受けた者又はその保護者の負担能力、地域の実情その他の事情を勘案して、当該予防接種について、法第二十八条本文の規定により実費を徴収するかどうかを決定するとともに、徴収する場合にあっては徴収する者の基準及び徴収する額を定めるものとする。

(事務の区分)

第三十四条 第五条(臨時の予防接種に係る部分に限る。)の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

二 (略)

3 (略)

(国庫の負担)
第三十二条 (略)

(新設)

2 前条第三項の規定は、前項の場合に、これを準用する。

(実費)

第三十三条 (略)

2 法第五条第一項の規定による予防接種であつてA類疾病に係るものを行った者は、予防接種を受けた者又はその保護者の負担能力、地域の実情その他の事情を勘案して、当該予防接種について、法第二十八条本文の規定により実費を徴収するかどうかを決定するとともに、徴収する場合にあっては徴収する者の基準及び徴収する額を定めるものとする。

(事務の区分)

第三十四条 第四条、第五条及び第六条の二(法第六条第一項の規定による予防接種に係る部分に限る。)並びに第七条(法第六条第一項又は第三項の規定による予防接種に係る部分に限り、附則第五項の規定により適用する場合を含む。)の規定により都道府

2 第五条（臨時の予防接種に係る部分に限る。）及び第十六条（第二十三条において準用する場合を含む。）の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

附則

1 （略）

（市町村長が行う予防接種の対象者の特例）

2 平成七年四月二日から平成十九年四月一日までの間に生まれた者に対する日本脳炎に係る予防接種についての第三条第一項の表日本脳炎の項の規定の適用については、同項中 「一 生後六月から生後九十月に至るまでの間にある者
二 九歳以上十歳未満の者
三 四歳以上十歳未満の者」とあるのは、「四歳以上十歳未満の者」とする。

3 第五条第一項の政令で定める者については、令和七年三月三十一日までの間、第三条第一項の表風しんの項中 「一 生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者
二 五歳以上七歳未満の者であつて、小学校就学の始期に達する日の一年前の

県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

2 第四条、第五条、第六条の二及び第七条（法第六条第一項又は第三項の規定による予防接種に係る部分に限り、これらの規定を附則第五項の規定により適用する場合を含む。）並びに第十六条（第二十三条において準用する場合及び附則第五項の規定により適用する場合を含む。）の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

附則

1 （施行期日）
（略）

（市町村長が行う予防接種の対象者の特例）

2 平成七年四月二日から平成十九年四月一日までの間に生まれた者に対する日本脳炎に係る予防接種についての第一条の三第一項の表日本脳炎の項の規定の適用については、同項中 「一 生後六月から生後九十月に至るまでの間にある者
二 九歳以上十歳未満の者
三 四歳以上十歳未満の者」とあるのは、「四歳以上十歳未満の者」とする。

3 第五条第一項の政令で定める者については、令和七年三月三十一日までの間、第一条の三第一項の表風しんの項中 「一 生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者
二 五歳以上七歳未満の者であつて、小学校就学の始期に達する日の一年

日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの」とあるの

「一 生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者は、二 五歳以上七歳未満の者であつて、小学校就学の始期に

三 昭和三十七年四月二日から昭和五十四年四月一日まで

達する日の一年前の日から当該始期に達する日の前日までの間に
の間に生まれた男性

あるもの とする。

4 第三条第一項の表肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る

。の項第一号中「六十五歳の者」とあるのは、平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日までの間においては「平成三十一年三月三十一日において百歳以上の者及び同年四月一日から令和二年三月三十一日までの間に六十五歳、七十歳、七十五歳、八十歳、八十五歳、九十歳、九十五歳又は百歳となる者」と、同年四月一日から令和六年三月三十一日までの間においては「六十五歳、七十歳、七十五歳、八十歳、八十五歳、九十歳、九十五歳又は百歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者」とする。

5 令和四年四月一日から令和七年三月三十一日までの間、第三条

第一項の表ヒトパピローマウイルス感染症の項中「十二歳となる日の属する年度の初日から十六歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子」とあるのは、
「一 十二歳となる日の属する年度の初日から十六歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子（前号に掲げる女子を

前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの」とあ

「一 生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にあるのは、二 五歳以上七歳未満の者であつて、小学校就学の始

三 昭和三十七年四月二日から昭和五十四年四月一日

期に達する日の一年前の日から当該始期に達する日の前日までの
までの間に生まれた男性

間にあるもの とする。

4 第一条の三第一項の表肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。の項第一号中「六十五歳の者」とあるのは、平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日までの間においては「平成三十一年三月三十一日において百歳以上の者及び同年四月一日から令和二年三月三十一日までの間に六十五歳、七十歳、七十五歳、八十歳、八十五歳、九十歳、九十五歳又は百歳となる者」と、同年四月一日から令和六年三月三十一日までの間においては「六十五歳、七十歳、七十五歳、八十歳、八十五歳、九十歳、九十五歳又は百歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者」とする。

5 令和四年四月一日から令和七年三月三十一日までの間、第一条の三第一項の表ヒトパピローマウイルス感染症の項中「十二歳となる日の属する年度の初日から十六歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子」とあるのは、
「一 十二歳となる日の属する年度の初日から十六歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子（前号に掲げる女子を

「一 十二歳となる日の属する年度の初日から十六歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子（前号に掲げる女子を

る女子
除く。）」とする。

(削る)

にある女子
子を除く。）」とする。

(新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する特例)

6

法附則第七条第二項の規定により法(第二十六条及び第二十七条を除く。)の規定を適用する場合におけるこの政令の規定の適用については、第五条中「場所」とあるのは「場所、使用するワクチン」と、第八条中「A類疾病又はB類疾病」とあるのは「新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。以下同じ。))」と、第十条から第十三条までの見出し、第十四条(見出しを含む。)、第十五条の見出し、第十六条(見出しを含む。))及び第十八条の見出し中「A類疾病に係る定期の予防接種等」とあるのは「新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種」とする。

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|---|
| <p>第五条の三 法第三十条の四第十項に規定する政令で定める事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第一百四十四号）<u>第十六条第二項に規定する新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われたこと。</u></p> <p>三 前号に掲げる事情のほか、特定の疾病にり患する者が異常に多くなること。</p> <p>四 <u>その他前三号に準ずる事情として厚生労働省令で定める事情があること。</u></p> <p>2 4 (略)</p> | <p>第五条の三 法第三十条の四第十項に規定する政令で定める事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>二 特定の疾病にり患する者が異常に多くなること。</p> <p>三 <u>その他前二号に準ずる事情として厚生労働省令で定める事情があること。</u></p> <p>2 4 (略)</p> |

| 改 正 案 | 現 行 |
|---|---|
| <p>（審議会等で政令で定めるもの）</p> <p>第一条の四 法第十六条の四第四項の審議会等で政令で定めるものは、疾病・障害認定審査会とする。</p> <p>（実費）</p> <p>第五条 法第三十二条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により徴収する実費は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 前各号に掲げるもののほか、法第十四条第一項第一号、第二号、第五号、第六号又は第八号に規定する措置をとるために直接必要な費用</p> | <p>（審議会等で政令で定めるもの）</p> <p>第一条の四 法第十六条の三第四項の審議会等で政令で定めるものは、疾病・障害認定審査会とする。</p> <p>（実費）</p> <p>第五条 法第三十二条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により徴収する実費は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 前各号に掲げるもののほか、法第十四条第一項第一号、第二号、第四号、第五号又は第七号に規定する措置をとるために直接必要な費用</p> |

| 改正案 | 現行 |
|--|---|
| <p>（医療等の実施の要請の対象となる医療関係者等） 第五条（略）</p> <p>2 法第三十一条第一項若しくは第二項の規定による要請（第十九条及び第二十条第一項において「要請」という。）又は法第三十一条第三項の規定による指示（第十九条及び第二十条第一項において「指示」という。）を受けた医療関係者のうち医療機関の管理者であるものは、当該要請又は当該指示に係る法第三十一条第三項に規定する患者等に対する医療等（第十九条第一号及び第三号並びに第二十条第三項第三号及び第四号において「医療その他の行為」という。）の実施に当たり、必要があると認めるときは、当該医療機関の医療関係者、事務職員その他の職員を活用してその実施の体制の構築を図るものとする。</p> <p>（国庫の負担） 第二十三条 法第六十九条の規定による国庫の負担は、次に掲げる額について行う。</p> <p>一 法第六十五条の規定により都道府県が支弁する法第三十一条の二第一項及び第五十六条第二項に規定する措置に要する費用</p> | <p>（医療等の実施の要請の対象となる医療関係者等） 第五条（略）</p> <p>2 法第三十一条第一項若しくは第二項（<u>法第四十六条第六項において読み替えて準用する場合を含む。</u>）の規定による要請（第十九条及び第二十条第一項において「要請」という。）又は法第三十一条第三項（<u>法第四十六条第六項において読み替えて準用する場合を含む。</u>）の規定による指示（第十九条及び第二十条第一項において「指示」という。）を受けた医療関係者のうち医療機関の管理者であるものは、当該要請又は当該指示に係る法第三十一条第三項に規定する患者等に対する医療等又は法第四十六条第三項の規定により読み替えて適用する予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）<u>第六条第一項の規定による予防接種（第十九条第一号及び第三号並びに第二十条第三項第三号及び第四号において「医療その他の行為」という。）の実施に当たり、必要があると認めるときは、当該医療機関の医療関係者、事務職員その他の職員を活用してその実施の体制の構築を図るものとする。</u></p> <p>（国庫の負担） 第二十三条 法第六十九条第一項（<u>同条第二項において読み替えて準用する場合を含む。</u>）の規定による国庫の負担は、次に掲げる額について行う。</p> <p>一 法第六十五条の規定により都道府県が支弁する法第三十一条の二第一項及び第五十六条第二項に規定する措置に要する費用</p> |

2

(略)

については、医師の報酬、薬品、材料、埋葬、火葬その他に要する費用として厚生労働大臣が定める基準によつて算定した額（その額が現に要した当該費用の額（その費用のための寄附金があるときは、当該寄附金の額を控除した額）を超えるときは、当該費用の額）

二 法第六十五条の規定により都道府県が支弁する法第六十二条第一項及び第二項並びに第六十三条第一項に規定する措置に要する費用については、現に要した当該費用の額

2

(略)

並びに法第四十六条第三項の規定により読み替えて適用する予防接種法第二十五条の規定により市町村が支弁する同項の規定により読み替えて適用する同法第六条第一項の規定による予防接種を行うために要する費用については、医師の報酬、薬品、材料、埋葬、火葬その他に要する費用として厚生労働大臣が定める基準によつて算定した額（その額が現に要した当該費用の額（その費用のための寄附金があるときは、当該寄附金の額を控除した額）を超えるときは、当該費用の額）

二 法第六十五条の規定により都道府県が支弁する法第六十二条第一項及び第二項並びに第六十三条第一項に規定する措置に要する費用並びに法第四十六条第三項の規定により読み替えて適用する予防接種法第二十五条の規定により市町村が支弁する同項の規定により読み替えて適用する同法第六条第一項の規定による予防接種に係る同法第十五条第一項の規定による給付に要する費用については、現に要した当該費用の額

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|--|
| <p>（医療に関する事務） 第七十四条の三十五（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項の場合においては、医療法第七条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。この場合において、指定都市の市長は、病院の開設の許可をしようとするときは、あらかじめ、第三十条の四第一項に規定する医療計画（以下この条、次条及び第七条の三第一項において「医療計画」という。）の達成の推進のため、開設地の都道府県知事に協議し、その同意を求めなければならない」と、同条第二項中「同様とする」とあるのは「同様とする。この場合において、同項中「病院の開設」とあるのは、「病床数及び病床の種別の変更」とする」と、同条第三項中「ならない」とあるのは「ならない。この場合において、指定都市の市長は、当該許可をしようとするときは、あらかじめ、医療計画の達成の推進のため、当該診療所の所在地の都道府県知事に協議し、その同意を求めなければならない」と、同条第五項中「病院の開設」とあるのは「第一項から第三項までの規定に基づき協議を受けた都道府県知事から、病院の開設」と、「許可には」とあるのは「許可に」と、「第三十条の四第一項に規定する医療計画（以下この条、次条及び第七条の三第一項において「医療計画」という。）の項、次条及び第七条の三第一項において「医療計画」という。）」とあるのは「医療計画」と、「条件」とあるのは「条件を付するよう求めがあったときは、当該求めがあった条件」と、同条第六項中「都道府県が」とあるのは「指定都市の市長は、第一項</p> | <p>（医療に関する事務） 第七十四条の三十五（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項の場合においては、医療法第七条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。この場合において、指定都市の市長は、病院の開設の許可をしようとするときは、あらかじめ、第三十条の四第一項に規定する医療計画（以下この条、次条及び第七条の三第一項において「医療計画」という。）の達成の推進のため、開設地の都道府県知事に協議し、その同意を求めなければならない」と、同条第二項中「同様とする」とあるのは「同様とする。この場合において、同項中「病院の開設」とあるのは、「病床数及び病床の種別の変更」とする」と、同条第三項中「ならない」とあるのは「ならない。この場合において、指定都市の市長は、当該許可をしようとするときは、あらかじめ、医療計画の達成の推進のため、当該診療所の所在地の都道府県知事に協議し、その同意を求めなければならない」と、同条第五項中「病院の開設」とあるのは「第一項から第三項までの規定に基づき協議を受けた都道府県知事から、病院の開設」と、「許可には」とあるのは「許可に」と、「第三十条の四第一項に規定する医療計画（以下この項、次条及び第七条の三第一項において「医療計画」という。）」とあるのは「医療計画」と、「条件」とあるのは「条件を付するよう求めがあったときは、当該求めがあった条件」と、同法第七条の二第一項中「において、」とあるのは「において、前条</p> |

、「とあるのは「場合には、都道府県知事に協議するものとし、当該都道府県知事から」と、「都道府県医療審議会の意見を聴いて、期限」とあるのは「期限」と、「勧告することができる」とあるのは「勧告するよう求めがあつたときは、当該期限を定めて、当該条件に従うべきことを勧告することができる。当該都道府県知事が、当該勧告の求めを行うときは、都道府県医療審議会の意見を聴くものとする」と、同条第二項中「ときは、」とあるのは「場合には、都道府県知事に協議するものとし、当該都道府県知事から」と、「都道府県医療審議会の意見を聴いて、期限」とあるのは「期限」と、「命ずることができる」とあるのは「命ずるよう求めがあつたときは、当該期限を定めて、当該勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。当該都道府県知事が、当該命令の求めを行うときは、都道府県医療審議会の意見を聴くものとする」と、同条第三項中「場合において」とあるのは「場合であつて」と、「とき」とあるのは「場合には、都道府県知事に協議するものとし、当該都道府県知事からその旨を公表するよう求めがあつたとき」と、医療法施行令第三条の三及び第四条第二項中「ならない」とあるのは「ならない。この場合において、指定都市の市長は、遅滞なく、その旨を当該診療所所在地の都道府県知事に通知しなければならない」とする。

別表第一 第一号法定受託事務（第一条関係）

備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

| | |
|----------------------|-----------------------------------|
| 政令 | 事務 |
| (略) | (略) |
| 予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九 | 一 第五条（臨時の予防接種に係る部分に限る。）の規定により都道府県 |

とする」と、同条第二項中「ときは、」とあるのは「場合には、都道府県知事に協議するものとし、当該都道府県知事から」と、「都道府県医療審議会の意見を聴いて、期限」とあるのは「期限」と、「命ずることができる」とあるのは「命ずるよう求めがあつたときは、当該期限を定めて、当該勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。当該都道府県知事が、当該命令の求めを行うときは、都道府県医療審議会の意見を聴くものとする」と、同条第三項中「場合において」とあるのは「場合であつて」と、「とき」とあるのは「場合には、都道府県知事に協議するものとし、当該都道府県知事からその旨を公表するよう求めがあつたとき」と、医療法施行令第三条の三及び第四条第二項中「ならない」とあるのは「ならない。この場合において、指定都市の市長は、遅滞なく、その旨を当該診療所所在地の都道府県知事に通知しなければならない」とする。

別表第一 第一号法定受託事務（第一条関係）

備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

| | |
|----------------------|-----------------------------------|
| 政令 | 事務 |
| (略) | (略) |
| 予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九 | 一 第四条、第五条及び第六条の二（法第六条第一項の規定による予防接 |

| | | |
|-----|---|--|
| (略) | | 十七号) |
| (略) | <p>二 第五条（臨時の予防接種に係る部分に限る。）及び第十六条（第二十条において準用する場合を含む。）の規定により市町村が処理することとされている事務</p> | が処理することとされている事務 |
| (略) | | 十七号) |
| (略) | <p>二 第四条、第五条、第六条の二及び第七条（法第六条第一項又は第三項の規定による予防接種に係る部分に限り、これらの規定を附則第五項の規定により適用する場合を含む。）並びに第十六条（第二十三条において準用する場合及び附則第五項の規定により適用する場合を含む。）の規定により市町村が処理することとされている事務</p> | 種に係る部分に限る。）並びに第七条（法第六条第一項又は第三項の規定による予防接種に係る部分に限り、附則第五項の規定により適用する場合を含む。）の規定により都道府県が処理することとされている事務 |

○ 沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第八八号）（抄）（第八条関係）

（傍線部分は改正部分）

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|--|
| <p>2 （略）</p> <p>二〇二十二（略）</p> <p>第一号</p> <p>一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第十二条第一項及び第八項、第十四条第二項、第十四条の二第二項、第五十三条の四、第五十三条の五、第五十三条の十五、第七十三条第一項並びに第七十七条</p> | <p>2 （略）</p> <p>二〇二十二（略）</p> <p>第一号</p> <p>一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第十二条第一項及び第六項、第十四条第二項、第十四条の二第二項、第五十三条の四、第五十三条の五、第五十三条の十五、第七十三条第一項並びに第七十七条</p> |

○ 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令（昭和五十二年政令第二百二十号）（抄）（第九条関係）

（傍線部分は改正部分）

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>（輸出入等関連業務の範囲）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第二条第二号ハに規定する政令で定める申請等又は処分通知等は、次に掲げる申請等又は処分通知等とする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 検疫法第十一条第一項（書類の提出及び提示）の規定による明告書の提出又は同条第二項の規定による同項第一号若しくは第二号に掲げる書類の提出</p> <p>五・六（略）</p> <p>4～7（略）</p> | <p>（輸出入等関連業務の範囲）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第二条第二号ハに規定する政令で定める申請等又は処分通知等は、次に掲げる申請等又は処分通知等とする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 検疫法第十一条第一項（書類の提出及び呈示）の規定による明告書の提出又は同条第二項の規定による同項第一号若しくは第二号に掲げる書類の提出</p> <p>五・六（略）</p> <p>4～7（略）</p> |

○ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）（抄）（第十条関係）

（傍線部分は改正部分）

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>（政令で定める法律の規定） 第二十一条 法第九十一条第五項の政令で定める法律の規定は、次のとおりとする。</p> <p>一〜十四 （略）</p> <p>十五 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第十二条第一項及び第十項、第十四条第二項、第十四条の二第二項、第十七条第一項並びに第五十三条の十五</p> | <p>（政令で定める法律の規定） 第二十一条 法第九十一条第五項の政令で定める法律の規定は、次のとおりとする。</p> <p>一〜十四 （略）</p> <p>十五 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第十二条第一項及び第八項、第十四条第二項、第十四条の二第二項、第十七条第一項並びに第五十三条の十五</p> |

○ 特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律施行令（令和三年政令第百七十五号）（抄）（第十一条関係）
（傍線部分は改正部分）

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>（特例郵便等投票の手続及び方法） 第一条 特定患者等選挙人（特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律（以下「法」という。）第三条第一項に規定する特定患者等選挙人という。次項及び第三項において同じ。）は、請求の時に於いて同条第二項に規定する外出自粛要請等期間が同項に規定する選挙期間にかかると見込まれるときは、公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十条第一項の規定による請求をし、又は同条第四項の規定により同条第一項の請求がされた場合を除くほか、当該選挙の期日前四日までに、その登録されている選挙人名簿又は在外選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に対して、当該特定患者等選挙人が署名（点字によるものを除く。以下この項において同じ。）をした文書により、かつ、法第二条第一号に規定する外出自粛要請等又は同条第二号に規定する隔離・停留の措置に係る書面を提示して（法第三条第二項ただし書の規定の適用がある場合にあっては、当該特定患者等選挙人が署名をした文書により）、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求することができる。</p> <p>2 4 （略）</p> | <p>（特例郵便等投票の手続及び方法） 第一条 特定患者等選挙人（特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律（以下「法」という。）第三条第一項に規定する特定患者等選挙人という。次項及び第三項において同じ。）は、請求の時に於いて同条第二項に規定する外出自粛要請等期間が同項に規定する選挙期間にかかると見込まれるときは、公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十条第一項の規定による請求をし、又は同条第四項の規定により同条第一項の請求がされた場合を除くほか、当該選挙の期日前四日までに、その登録されている選挙人名簿又は在外選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に対して、当該特定患者等選挙人が署名（点字によるものを除く。以下この項において同じ。）をした文書により、かつ、法第二条第一号に規定する外出自粛要請等又は同条第二号に規定する隔離・停留の措置に係る書面を提示して（法第三条第二項ただし書の規定の適用がある場合にあっては、当該特定患者等選挙人が署名をした文書により）、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求することができる。</p> <p>2 4 （略）</p> |